

令和5年12月11日

世田谷区長
保坂 展人 様

世田谷区入札監視委員会
会長 中川 義英

入札制度についての意見書

本委員会では、区が令和4年度より試行実施している世田谷区建設工事総合評価方式及び令和5年度より実施している委託契約における変動型最低制限価格制度の状況について報告を受け、入札事務の透明性及び公正性・公平性の観点から審議したところである。

これらの区の入札制度について、本委員会において各委員から出された意見を取りまとめたので報告する。

1 世田谷区建設工事総合評価方式について

(1) 価格評価について

①価格評価全般について

区は、建設工事総合評価方式の価格評価において、評価基準価格を境に、入札価格がこれを下回る場合には価格点が逡減する仕組みを採用している。

令和4年度からの試行実施においては、予定価格から評価基準価格付近までの応札が分散している案件が多く、過度な低価格入札を抑止する対策に沿った応札行動が一定程度確認できる。一方、令和5年度においては昨年度の検証段階では見られなかった低入札調査基準価格未満の価格で落札した案件も発生しており、事業者からの意見では評価基準価格の引上げなど価格評価の見直しを求める声も見受けられる。

こうした状況を踏まえ、試行案件の全体的な傾向を捉えると、価格のみの競争入札と比べて落札率が1.6%程度高くなっていることが確認できる。労働条件の悪化や工事品質の低下につながる低価格受注は防止しなければならないが、本方式は品質と価格のバランスを競うものであり、価格競争による経済性も一定程度確保する必要があると考えられる。

そのため、評価基準価格の設定水準を始めとした現行の価格評価の方

法が妥当性を欠いたものとは考えられず、直ちに見直すべきとはいえない。その一方では、昨今の資材や燃料費等の高騰による経営状況の逼迫も懸念されることから、今後、大規模工事にも対象を拡大した際の結果や応札状況の推移を踏まえて、予定価格と評価基準価格のあり方を引き続き検証していく必要がある。

②低価格入札について

過度な低価格入札については、価格評価が逡減する仕組みとともに、低入札価格調査において安価な入札が可能となった理由を詳細に確認し、労働報酬下限額が遵守されない恐れがある等、不適切な積算が認められる場合にはダンピング受注を確実に排除することで、下請事業者の労働者を含めて適正な賃金支払いを担保していくべきである。

(2) 価格以外の評価について

①価格以外の評価全般について

区は、価格評価とそれ以外の評価の合計によって落札者を決定するものとしており、価格以外の評価として施工能力、地域貢献のほか、公契約条例に基づく取組みを評価することとしている。

令和4年度からの試行実施結果を見ると、価格評価が1位でない事業者が価格以外の評価の得点により落札した案件の割合が従前の制度よりも増加していることから、品質と価格のバランスを競う本方式の目的が一定程度達成されていることが確認できる。

②個々の評価項目について

個々の評価項目では、「労働福祉の状況」や「建設キャリアアップシステム」など比較的多くの事業者が得点している項目がある一方、ほとんど加点がされていない項目もある。

特に「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」においては評価点を獲得した事業者が極めて少数であり、実質的に競争の要素として機能していない。そのため、えるぼし認定やくるみん認定の取得に至らない事業者についても段階的な加点を可能にする等、きめ細やかな評価項目の設定が求められる。

また、「障害者雇用」においても取組みが進んでいない状況が見受けられるため、障害者雇用促進法における法定雇用率の引上げも踏まえて、推移を注視する必要がある。

事業者へのアンケート調査では、中小企業にとって取組みの負担が大きいの意見があるほか、コロナ禍での工事発注量減少を踏まえて「工事実績」の評価対象期間を過去に遡って延ばしてほしいとの要望がな

れている。「工事实績」は、過去5年度内直近3件の平均評定に基づく評価となっているが、実績が3件に満たない場合でも評価点を取得できる対応がなされており、工事発注量が通常の水準に戻るにつれ、コロナ禍の影響は軽減されていくと見込まれる。施工者選定時の評価を高品質の工事につなげるためには、事業者の最新の施工能力を反映する必要がある、過度に期間の経過した工事成績の評価は実態に見合わない結果を招く恐れもあることから、現在の方法を維持すべきものと考えられる。

本方式の試行開始から1年半余りが経過したが達成されていない取組み要素も多く残されており、今後も事業者の維持発展と公共工事の品質向上を目指していく必要があることから、事業者の負担や状況の経年変化に注意しつつも、現在の方法を継続し、経過を確認しながら更なる制度改善を検討していくべきである。

2 委託契約における変動型最低制限価格制度について

区は、多種多様な業務委託におけるダンピング対策として、実際の入札価格に基づき最低制限価格を設定する変動型最低制限価格制度を導入した。

導入後の実施状況を見ると、適用対象業種では最低制限価格未満の入札が全体の13%程度で発生しており、落札率も前年度より上昇していることから、本制度の目的である市場価格から著しく乖離した応札を抑止するダンピング効果は得られているものと考えられる。

事業者からの意見では、入札参加者が少数の案件で予定価格比60%を最低制限価格としていることがダンピング対策として不十分であるとの指摘がされているが、3者以上の有効入札によって本制度の運用目的が十全に機能するよう可能な限り多くの応札が得られる状況が望ましい。また、最低制限価格の設定水準にかかわらず、各業務の従事者に適正な報酬が行き渡るよう労働条件確認帳票や労働報酬下限額周知カードの的確な運用など公契約条例の実効性の確保にあわせて取り組むべきである。

本制度は当初の導入目的に則した一定の成果をあげていると認められるものの、これらの課題を踏まえたうえで引き続き入札状況の動向を注視しながら実施していく必要がある。

なお、区の業務委託の件数の内訳をみると、半数以上が随意契約となっており、変動型最低制限価格制度の適用対象も限定されている。公契約の透明性を高める観点からも、やむを得ない特別の事情のある業務を除き、可能な限り競争入札によって選定するよう改めて検討されたい。

3 おわりに

区は、公契約適正化委員会からの答申や経済情勢に応じた公契約の状況等を踏まえて、工事請負契約、業務委託契約の双方において入札制度改革に取り組んでいる。

これらの取組みについては以上で見てきたとおり一定の効果をあげており、的確に運用されていることが認められるため、現時点において制度見直しが必要な状況には至っていない。

今後においては、公契約条例の理念を着実に定着させていくことはもとより、経済社会情勢を的確に捉えた入札制度の実現を目指し、国際的な資材価格の高騰や為替変動、人手不足など現在生じている様々な課題を踏まえ、安定的な運用を図りつつも、改善すべき事項がないか常に点検し、引き続き本委員会においても議論を深めていく必要がある。